### 令和2年 宜野湾市教育委員会第7回(定例会)会議録

# 數度知念春美

## 教育委員 石 川 正 信

開催日時:令和2年6月9日 開会15:30 閉会16:00

開催場所:宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員:知念春美教育長、大城進委員、石川正信委員

欠席委員:普天間みゆき教育長職務代理者、知念菜穂子委員

#### 出席職員

【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳

(給食センター) 所長 佐久原昇、管理係長 高良俊二

#### 議事日程

議案第28号 宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱の制定について

#### 報告事項

(教育部の報告)

・特になし

(指導部の報告)

・顔認証検温器の各学校への導入について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は2名で定足数に達しております。ただいまから、令和2年第7回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は1件となっております。本日の会議録署名人は、石川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。なお、前回の会議録につきましては準備中のため次回承認頂きたいと存じます。それでは、審議に入ります前に、「教育長諸般の報告」を行います。

#### <教育長諸般の報告>

〇知念春美 教育長 5月22日(金)、「6月定例会第1回与党議案調整会議」に出席しました。25日(月)、「令和2年度教科用図書中頭採択地区連絡協議会」及び「中頭地区第2回定例教育長会、第1回学力向上推進委員会」に出席しました。27日(水)、「宜野湾市定例校長会」、同日、1回目の「点検・評価内部ヒアリング」を行いました。その後、「しまくとうば講師養成講座検討委員会」に出席しております。28日(木)と29日(金)の2日間、「宜野湾市校長面談」を行いました。6月3日(水)、2回目の「点検・評価内部ヒアリング」を行っております。4日(木)、「6月定例市議会議案説明会」、翌日5日(金)、「第1回教育振興基本計画策定委員会」を行っております。そして本日、「令和2年第7回定例教育委員会会議」となっております。以上が教育長諸般の報告といたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。それでは、日程 1 議案第 28 号「宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは、議案書1頁をお開き下さい。

議案第28号 宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱の制定について

宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和2年6月9日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、令和2年3月4日から実施した学校臨時休業等に伴い生じた経費のうち、学校給食に係る食材納入事業者を対象とし、既に発注していた3月分の食材にかかる費用等を予算の範囲内で交付するため、要綱を制定する必要があるためでございます。2頁をお願いいたします。「宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱」でございます。それでは要綱の条文を読み上げ、ご説明いたします。

第1条、目的、この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として講じる、宜野湾市立学校設置条例(昭和47年宜野湾市条例第49号)に規定する学校(以下「学校」という。)の臨時休業等の措置により生じる経費に対して交付する、宜野湾市学校臨時休業対策補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。第2項、補助金の交付

に関して必要な事項は、他の法令等に別段の定めのあるもののほか、この告示に定めるところによる。

第2条、定義、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する指定感染症という。第2号、臨時休業等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、実施される学校の臨時休校その他これに準ずる措置をいう。

第3条、補助金の交付対象、教育長は、学校給食に係る食材納入事業者を対象とし、臨時休業等に伴う学校給食の変更・休止により生じた経費のうち、既に発注していた食材に係る費用等を予算の範囲内において交付する。ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする。

第4条、補助金の交付申請、補助金の交付を受けようとする者は、その定める期日までに宜 野湾市学校臨時休業対策補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、教育長に提出 しなければならない。

第5条、補助金の交付決定、教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付する必要があると認めたときは、速やかに交付決定をし、宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。第2項、教育長は、必要があると認めるときは、前項の補助金の交付に条件を付すことができる。

第6条、補助金の交付申請の取下げ、前条の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

第7条、補助金の変更申請、第5条の補助金の交付決定を受けた者は、内容を変更しようとするときは、直ちに教育長に宜野湾市学校臨時休業対策補助金変更申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。第2項、教育長は、前項の規定による申請がやむを得ない理由によるものであると審査したときは、宜野湾市学校臨時休業対策補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

第8条、実績報告、補助金の実績報告は、第4条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

第9条、補助金の額の確定、補助金の額の確定は、第5条の交付決定をもって、確定したものとみなす。

第10条、補助金の請求、補助金の交付決定を受けた者は、宜野湾市学校臨時休業対策補助金 交付請求書(様式第5号)により、交付請求しなければならない。第2項、教育長は、前項に 規定する補助金の交付の請求を受けたときは、その請求金額を確認し、補助金を交付するもの とする。

第11条、交付決定の取消し、教育長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補

助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第1号、錯誤による請求があったとき。第2号、虚偽の申請があったとき。第3号、その他不正行為があったとき。

第12条、補助金の返還、教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に おいて、既に補助金が交付されているときは、宜野湾市学校臨時休業対策補助金返還命令書 (様式第7号)により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

第13条、書類の保管、補助事業者等は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出について証拠書類を整理し、補助金交付完了の翌年度4月1日から5年間保管するものとする。

第14条、その他、この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。附則この告示は公布の日から施行し、令和2年5月27日から適用する。

議案書の4頁から10頁につきましては、補助金交付申請に係る様式第1号から第7号になっております。質疑に入る前に今回の要綱の概要についてご説明いたします。先ほどお配りした資料をお開き下さい。提案理由でもご説明申し上げましたが、3月4日から学校が休校となりましたので、給食の提供もございませんでした。しかし、業者側には3月分の食材発注も終えていましたので、その食材の損失分について補助金を用い交付するための要綱の制定でございます。資料の内容は、それぞれの業者の損失額でございます。また、附則の適用日を遡って5月27日としておりますが、市長部局において予算を専決処分した日としております。本来であれば、5月の定例教育委員会で審議することが妥当と考えますが、業者側への予算の確定や、要綱の内容調整に時間がかかり、今回の提出となっております。大変申し訳ございませんでした。それでは、ご審議の程よろしくお願いします。

- ○**知念春美 教育長** 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大 城委員。
- ○大城進 委員 本当にお疲れ様です。議案に対しては、賛成という立場で質問させてもらいます。 2点ありまして、まず2頁、この要綱は、新型コロナウイルス感染症、これに限定したものなのかということについてお尋ねしたいと思います。 臨時休業等とありますが、今回の臨時休校これがベースになって、次に何か起こった時をまた考えているのか。 文面読むと、おそらく今回に限定したものだとは思うのですが、確認のためにお願いします。
- ○知念春美 教育長 給食センター所長お願いします。
- ○**佐久原昇 給食センター所長** この要綱については、新型コロナウイルス感染症拡大防止ということで限定的であります。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 2つめは、シンプルな質問ですが、字句についてです。 3 頁、第 11 条、「交付決定の取消し」というのがありますね。その中の第 1 号、「錯誤による取消し」というのが少し疑問が残り、どういう状況なのかということ、第 2 号の「虚偽の申請があったとき」、第 3 号の「その他不正行為があったとき」というのはわかりますが、第 1 号「錯誤による請求があったとき」というのは、おそらく私が思うには、「意図的ではない誤り」のことだと思います。これについて教えて頂ければと思います。

- ○**知念春美 教育長** これに関しては、指導部次長お願いします。
- ○川上一徳 指導部次長 大城委員のご質疑の「錯誤による取消し」というのは、例えば申請者側で本人が意図することではなく、何らかの誤字・脱字も含め、想定しているものです。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 例えば、何らかの理由でその錯誤が理解できるものに対しては、書き直し 等々も有り得るということですか。
- ○知念春美 教育長 給食センター所長。
- ○**佐久原昇 給食センター所長** それについては、協議の上決定していきたいと思います。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 最後に、5頁の様式中の文書記号で「宜教給指令第 号」の「指令」というのは、通常使用されていることばでしょうか。その辺り少し教えて頂ければと思います。
- ○知念春美 教育長 総務課係長お願いします。
- ○禰覇由美子 総務課教育企画係長 大城委員のご質疑の「宜教給指令」の「指令」の部分ですが、こちらは、補助金の交付決定を出すときに文書記号として行政が用いる用語となっております。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。
- ○石川正信 委員 要綱のタイトルで、「宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱」というふうに謳われています。教えて頂きたいのが、文部科学省の令和2年3月10日付けで出された要綱をみると、それはタイトルが「学校臨時休業対策費補助金交付要綱」となっており、「対策」と「補助金」の間に「費」が入っております。このことについては、国との整合性はどのようになっているのでしょうか。それとも、市は「対策費」ではなく「対策補助金」としている何らかの理由があるのでしょうか。
- ○知念春美 教育長 給食センター所長。
- ○佐久原昇 給食センター所長 「宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱」ということですが、全国学校給食会連合会においては補助金として、切手代だったり手数料だったりの返還等事業があり、宜野湾市としても今回の補助金の中身がそういった全国のものにあたりますので「費」はいらないということで、とってあります。
- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 **委員** 1頁の提案理由のところで、「予算の範囲内で交付する」とありますが、この予算の範囲内とはどのような範囲内なのか教えてください。
- ○知念春美 教育長 給食センター係長お願いします。
- ○高良俊二 学校給食センター管理係長 この補助金につきましては、まず文部科学省が全国を対象に800 億ほど予算を組んでおります。その中でも全国から似たような内容の申請がありますので、その800 億を越した部分は当然減らされるということで最初の通知が出ておりま

す。ただ今回については、800 億まで満たないということもありまして宜野湾市は全額交付決定でございます。

- ○知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 2頁のところで、先ほど大城委員からもありましたが、第2条第2号「臨時休業等」とあってその用語の説明が、「臨時休校その他これに準ずる措置をいう」とあります。この「その他」は、臨時休校以外でどのようなことが含まれるのか教えてください。
- ○知念春美 教育長 給食センター所長。
- ○**佐久原昇 給食センター所長** 臨時休業等と表示しておりますが、「その他」には、「臨時休校」と「学校の再開」も含めております。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 参考資料を見させて頂いた中で、この学校給食会や個人の納入事業者など、 非常に大きな額ですが、これは実費でしょうか、それとも色々検討された後の最終の額なの か、教えてください。
- ○知念春美 教育長 給食センター所長。
- ○**佐久原昇 給食センター所長** 最終の調整された額になります。
- ○**知念春美 教育長** 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市学校臨時休業対策補助金交付要綱の制定について」を採決いたします。本件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○**知念春美 教育長** ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程1 議案第28号を終了いたします。休憩します。

#### (教育部の報告)

特になし

#### (指導部の報告)

- ・顔認証検温器の各学校への導入について
- ○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。